

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止
区域等の標識の寸法等に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。次条において「省令」という。）の規定に基づき指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定めるとともに、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又はその数の制限に係る標識の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(標識の寸法)

第2条 次に掲げる標識の寸法は、当該標識が鳥獣の保護及び安全な狩猟の実施を確保するため狩猟者に当該区域を適切に周知することができるものとなることを考慮して規則で定める。

- (1) 法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める指定猟法禁止区域の区域内に設置する標識の寸法
- (2) 法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める鳥獣保護区の区域内に設置する標識の寸法
- (3) 法第29条第4項において準用する法第15条第14項ただし書又は省令第37条第2項ただし書の規定により条例で定める特別保護地区又は特別保護指定区域の区域内に設置する標識の寸法
- (4) 法第34条第7項の規定により条例で定める休猟区の区域内に設置する標識の寸法
- (5) 法第35条第12項において準用する法第34条第7項の規定により条例で定める特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域の区域内に設置する標識の寸法

(法等に定める標識以外の標識の設置)

第3条 知事は、法第12条第2項の規定により区域を定めて同項に規定する対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又はその数を制限した場合において、本県の野生鳥獣の生息状況を考慮して必要があると認めるときは、当該区域を表示する標識を設置するものとする。

- 2 知事は、本県の地勢等の地理的条件を考慮して必要があると認めるときは、前条各号の標識のほか、同条各号の区域を表示する標識を設置するものとする。
- 3 前2項の標識に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。